

経営会議の内容

件 名	住宅用太陽光発電システム設置費補助事業及び住宅用太陽光発電売電補助事業について
所 管 部	環境農政部
日時・場所	平成21年7月21日（木）10：10 ～ 11：00 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、議会事務局長、財政課長、総合政策課長、総合政策課総合政策担当係長、環境総務課長
提 出 理 由	住宅用太陽光発電システム設置及び同システムによる余剰電力の売電に関する支援について、事業の実施を決定したいため
会議経過	【主な意見等】 ・売電補助の対象期間が、平成23年12月までとなっているがなぜか。 （所管部）エネルギー供給高度化法の施行に伴って国は、今後3～5年で太陽光発電設備の設置費用を半額近くになると考えている。このことで初期投資の回収に係る期間が短縮されると予測している。今回の売電の補助については、初期投資の短縮を考えているものであることから、3～5年後は初期投資の短縮が図られることから、それまでの期間としている。 ・発電システム補助の補助金支払は、何をもって支払うのか。 （所管部）発電システム設置工事完了の確認及び設置者と東京電力との電力受給契約をもって支払う。 ・売電補助単価10円/kwhは、どのような根拠となるものか。 （所管部）太陽光発電に関する投資回収年数が各種の補助制度を使用した場合、現在は約17年であるのでそれを耐用年数の15年に近づけるようにするとこの金額となる。 ・発電システムの耐用年数は、どのくらいか。 （所管部）電気設備として、耐用年数は15年である。しかし、太陽光モジュールは20年前に設置されたものでも80%の能力があると報告がされている。 ・発電システムの耐用年数は、市民に示すよう努めること。 ・発電システム補助の申請件数が、30件を超えた場合はどうなるのか。 （所管部）今回の補助制度は、県の制度と併せて行うもので、市単独で補助ができるものではない。県内の他都市においても、県の予算の範囲内（件数）で申請の件数としている。また、予定件数30件を超えた場合は、抽選を考えている。 ・システム導入促進の観点からは、既存の発電システムへの売電補助は、必要ないとする。
会議結果	案のとおり、進めていく。